

(様式2)

「鹿嶋市建築物耐震改修促進計画（案）」に対するご意見の概要とそれに対する鹿嶋市の考え方

| | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|---|---|--|
| 1 | P.1 「1」4行目「昭和56年以前に改正された建築基準法の『新耐震基準』以前に建築された建築物」とあるが、「以前」の使い方など文章として分かりにくい。 | 分かりやすい文章となるよう検討します。 |
| 2 | P.1 「1」7行目から13行目までのワンセンテンスが7行に及ぶ長文になっているため、適当な箇所を分けたらどうか。 | 分かりやすい文章となるよう検討します。 |
| | また「耐震改修促進法」と「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が同じ法律であるのなら、後出は単に「法」と略記するべきではないか。 | また、「耐震改修促進法」と「建築物の耐震改修の促進に関する法律」とは、同じ法律であるため表現を修正します。 |
| 3 | P.1 「1」14行目から17行目までは、上記とは反対に「策定しました」と語尾が同一である文を短く切っている。一文にした方がスマートな表現になるのではないか | 分かりやすい表現となるよう修正します。 |
| 4 | P.1 「1」18行目「東北地方太平洋沖地震では、死者・行方不明者約2万人」と「約」を用いて記述しているが、1行目では「阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われ」と1桁まで死者数を書き入れている。鹿嶋市の立地を考慮すれば、東北地方太平洋沖地震での数値ほど詳記すべきではないのだろうか。 | 東北地方太平洋沖地震では、行方不明者に触れており、確定数とならないため今回の表記としております。また、阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊による被害が大きく、その多くが「新耐震基準」以前に建築された建築物であることが分かっており、建築物の耐震化に影響を与えた災害であるため記載しています。 |
| | なお「東北地方太平洋沖地震」は「東北地方太平洋沖地震」の誤りではないか。 | 表記を修正します。 |
| 5 | P.1 「1」18行目には「東北地方太平洋（洋）沖地震」が、また21行目には「東日本大震災」が使われている。前者は地震の名称であり、後者は災害の名称かと思うが、あえて使い分けする必要があるのだろうか。紛らわしくないか。 | 表記を統一します。 |
| 6 | P.1 「1」22行目に「耐震改修促進法」が使われているが、これは13行目と同じ法律か。「法」と略記するのではないのか。 | 同じ法律のため、表記を修正します。 |
| 7 | P.2 「2」1行目にある「鹿嶋市建築物耐震改修促進計画」と前ページの下から2行目にある「鹿嶋市耐震改修促進計画」とは同一の計画か。さ | 同一の計画であるため、表記を修正します。 |

| | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|----|--|--|
| | らに図 1-1 の表題は「鹿嶋市建築物耐震改修促進計画」とあるが、図中では「鹿嶋市耐震改修促進計画」となっている。表記を統一するべきではないのか。 | |
| 8 | P.2 「2」4 行目の書き出しは「また」ではなく、「なお」とするべきではないか。 | 分かりやすい文章となるよう検討します。 |
| 9 | P.3 「4」表 1-1「特定既存耐震不適格建築物」については「資料 1」で詳細を掲記しているが、その定義も表下段の「※」で説明した方が親切ではないか。 | 「特定既存耐震不適格建築物」については、法第 14 条で定義されておりますので、文中での説明とし、その具体的な内容については、【資料編／資料 1】として掲載しています。 |
| | また、実存するのかどうかは不知だが、鹿嶋市外に存する市有特定建築物は対象となるのか。 | 本計画については、対象区域を鹿嶋市全域としておりますので、市外に存する建築物については対象外となります。 |
| 10 | P.4～ 第 2 章の題名と「1」から「3」までの見出しとに整合性を欠く感じがしてならない。少なくとも「耐震診断の実施」については、「1」から「3」までに現状も目的も記載されていないのではないか。 | 第 2 章では耐震診断及び耐震改修の実施を促すため、市の現状と目標を明示しました。 題名では、耐震改修の実施状況について明示されるものと解する可能性があるため、分かりやすい表現となるよう検討します。 |
| 11 | P.4 「1」(1)「現在までに」と終点は書かれているが、「いつから」という起点の記述がない。また、「主な」の説明もない | 分かりやすい表現となるよう検討します。 また、掲載している災害事例については、県計画に合わせ、水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」（2021 年 2 月現在）に掲載されている災害のうち、昭和 47 年以降のものを記載しています。 |
| 12 | P.5 (2)「本市に一番影響が大きいと考えられる地震を想定した」とあるが、東北地方太平洋沖地震は織り込み済みなのだろうか。元となる資料は平成 23 年 11 月に公表されたものとのことだが、10 年も前の資料である。最新の資料（データ）はないのか。あるとすれば最新のものをベースにするべきではないのか。 | 鹿嶋市地域防災計画では、東北地方太平洋沖地震を織り込んだうえ、首都直下型の地震等も想定していますが、地震規模及び津波による被害を勘案して一番影響があるとしています。 元となった長期評価は、平成 23 年 11 月に公表されたものですが、地震発生等をふまえ、適宜訂正、変更されているものです。 |
| | また公表元の「地震調査研究推進本部」とはどのような機関なのか | また、地震調査研究推進本部とは、地震に関する観測、測量、調査及び研究を行い、その成果を関係機関に提供することにより災害の被害軽減を目指す機関で、文部科学省の下部組織にあたります。 |

| | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|----|---|--|
| 13 | P.5 (2) 表下の3行目「また」以降「半壊が約2,100棟が被害を受ける」とあるが、「が」が重なっており、文としておかしい。 | 適正な表現になるよう修正します。 |
| | また、「揺れによる被害」を別建てにして「全壊が約20棟、半壊が約500棟と予測されています」と記しているが、1行上の「全壊・焼失が約220棟、半壊が約2,100棟」の中には含まれていないのか、内訳なのか判然としない。 | また、「揺れによる被害」については、内訳です。分かりやすい表現に修正します。 |
| 14 | P.6 2(1) 3～4行目 細かいことの繰り返しになるが、「市内には・・・あります」の一文中に「あります」と2回の語尾が同じ文言で書かれている。よりスマートな文にならないか。 | 分かりやすい表現となるよう修正します。 |
| 15 | P.7 (3)(4) 市有特定建築物の耐震化完了は、率先して耐震化を促進すべき立場にある市としては好ましいことであり、評価できる。 他方、防災上重要な市有建築物の耐震化の状況が70%半ばであり、特に避難所や要介護施設等が70%にも満たないことは、その建築物の性格上問題ではないのだろうか。危惧される。 | 市有特定建築物については、優先して耐震化に取り組んできた結果、現状で耐震化が完了しています。 特定建築物の規模に満たない防災上重要な市有建築物のうち、耐震性不明の建築物の半数については解体等を予定しております。その他の建築物についても、施設の集約化等も含めた検討を行いつつ、早期の耐震化に努めてまいります。 |
| 16 | P.7 (4)の見出しに※印があるが何か。P.8から推測するに、※を受けた説明文があるように思われるが見当たらない | 誤記であるため修正します。 |
| 17 | P.8 「3」(1) 枠の下の※:形の上では説明文になっているが、この説明文を見て「なるほど」と納得できる市民はいるのだろうか。形整えて魂入らずの感がする。 | 耐震診断義務付け対象建築物の具体的な対象用途については、【資料編/資料1】に記載しているため、その記載を追記します。 |
| 18 | P.8 「3」(2)～P.9 (3) 令和12年度あるいは同7年度を目標とすることの妥当性は、素人には判断できない。早いに越したことはないのだろうが、民間の建築物もあり、また財源上の課題もあろう。目標に向かって直実に漸進してほしいと願うほかない。令和12年度目標に中間目標を定めたことはよいことと思う。 | 有難うございます。 |
| 19 | P.9 (3) 表2-7 賃貸共同住宅の低率が目立つが、ホテル・旅館と病院・診療所の民間現状率が大変気にかかる。いずれも人命に関わる建築物で | 民間建築物についても、早期に耐震化が完了するよう、特定行政庁である茨城県と協力して働きかけを行ってまいります。 |

| | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|----|---|---|
| | あり、目標どおりの進捗が望まれる。 | |
| 20 | P.9 (4) 表 2-8 避難所・要介護施設については、令和 12 年度の目標を待たずに、早急に耐震化を進めることはできないものだろうか。 | ご指摘の施設を含めた市有建築物については、その重要性の高さを認識しており、施設の集約化や複合化も含め、目標達成のため尽力していきます。 |
| 21 | P.10 建築関係団体と概括的な記述になっているが、具体的に団体名を記すことはできないのか。多くは公益的な組合などではないのと思うが如何。 | 本項目は主体における役割を示すことを目的としています。なお、建築関係団体の役割としている相談窓口等については、本計画とは別で周知しているところでございます。 |
| 22 | P.11 「2」(1)「(所有者に意見を聴いたものが対象)」の意味が分からない。なお、「対象」の後ろの「。」は不要だろう。 | 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道）については、法的に意見聴取を規定しているものではありませんが、県として、目標達成に向けた今後の具体的な方策を検討するため、所有者に丁寧に意見を聴く必要があると考えていることから、計画において意見聴取を行うことを位置付けることとしております。 「通行障害既存耐震不適格建築物」は、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地の接する道路の通行を妨げ、相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を指しており、【資料編／資料 1】内の「避難路沿道建築物」を指しています。 「要安全確認計画記載建築物」については、【資料編／資料 1】の太枠内が該当となり、耐震診断が義務付けられます。そのため、必ずしも同じではありませんので、分かりやすい表現となるよう検討します。 |
| | また、「通行障害既存耐震不適格建築物」と「要安全確認計画記載建築物」とは結果として同じことを意味するように読める。市の造語ではなく、そのまま使うよりないのかもしれないが、ことさらに難しい用語にしているように思えてならない。 | |
| 23 | P.11 「2」(1) 図 3-2 「組積造」は「せせきぞう」とルビを振ることはできないか。 | 分かりやすい表現となるよう検討します。 |
| 24 | P.12 「3」(1) 出だしから 4 行の文意が分かりにくい。もっと平易な表現にできないか。3 行目の「要件」に「※」が付されており、(1) の最下段に「※」印があるが、なんの記載もない。 | 指定要件について追記します。 |

| | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|----|---|--|
| | また、「指定避難所や指定緊急避難場所についても、(中略)優先的に耐震化を進めるよう建物所有者に対する意識啓発等に努めます」とあるが、避難場所に指定しておきながら、全面的にその耐震化を建物所有者に求めることに疑問を覚える。 | ご指摘について、官民いずれの避難所においても、鹿嶋市地域防災計画に記述しているとおおり、協定の締結をもって避難所に指定していることです。避難所は災害時に重要な施設となることから、まずは耐震化の状況の把握、そして耐震性不足している場合には、その耐震化についてもご理解をいただけるよう努めてまいります。 |
| 25 | P. 12 (2)「鹿嶋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に言及しているが。ここで「資料5」に触れる必要はないのか。 | 分かりやすい表現となるよう修正します。 |
| 26 | P. 13 「4」(2) : (1) では「鹿島神宮周辺」と固有名詞を明記しているのに、(2) では「災害時に重要な活動拠点となる建築物周辺」と抽象的な書き方になっている。「市庁舎」などと固有名詞で記さないのはどうしてなのか。これでは具体的にどこの何を指しているのか分からない。 | (2)の「災害時に重要な活動拠点となる建築物」については、お見込みのとおり市役所を含む市の復旧活動拠点、応急活動の拠点となる病院その他の施設を全て指しており、応急・復旧の活動に係る拠点は市内に多くあるため、具体的な指定を避けています。 |
| 27 | P. 13 「4」(3) 1行目の「地震発生に」は「地震発生時に」の誤りではないか | 誤記であるため修正します。 |
| 28 | P. 14 「5」 助成など数種の支援策が列記されているが、公費による支援の考え方についての基本認識は整理されているのだろうか。被災市民側からは少しでも多額な支援を期待するところだが、他方その原資が税となると、私有財産に公金を費やすことの意味合いを整理しておく必要がある。 | <p>昨今、国においては、事前防災が重要との観点等から社会全体で災害リスクに備えるハード・ソフト一体となった防災・減災対策、国土強靱化の取組を進めているところです。</p> <p>本市においても、事前防災については、災害が起きる前に被災時の人的・経済的被害を最小限にする対策を講じること、事前に命を守るための備えを準備しておくこと重要と考えております。</p> <p>特に住宅の耐震化については、早急に行う必要があると考えており、耐震化の促進に寄与するためには一定程度の支援も必要であると考えております。</p> |
| 29 | P. 14 (1)「鹿嶋市木造住宅耐震診断士派遣事業」の概要3行目「木造住宅の耐震診断を補強方法」は言葉としておかしい。何か文字が抜けているのではないか。 | 誤記であるため修正します。 |
| 30 | P. 14 (1)「鹿嶋市木造住宅耐震改修工事等補助金(総合支援メニュー)」概要の1行目および対象建築物の2行目の「上部構造評点が1.0」に | 分かりやすい表現になるよう検討します。 |

| | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|----|---|---|
| | <p>については、説明を要するのではないか。</p> <p>また、「～耐震診断士派遣事業」では実績が掲記されているのに、「～改修工事等補助金～」にはその掲記がない。実績がないということなのか。</p> | <p>耐震改修工事等補助金（総合支援メニュー）については、令和3年度からの実施で実績はありませんが、令和2年度まで実施していた補助実績については、記載を追加します。</p> |
| 31 | P.15 (3) 2行目の「そして」は、「加えて」または「さらに」が適当ではないか。 | 検討します。 |
| 32 | P.17 「6」(2) 1行目では「市民の方」といい、5行目では単に「市民」と言っている。 | 表記を統一します。 |
| 33 | P.18 「7」(1)～P.19 (6) 地震による構造物の安全対策に(1)のブロック塀等の崩壊から(6)のエレベーター等まで、実に多種多様な安全対策が必要なことが分かる。ただ、(2)の盛土造成地のように「建築物」とは思えないものまで、「7」の表題で建築物に含めているのが気になる。 | 「7」の項目については、建築物のみならず、その内外も含めた総合的な安全対策について記載しています。盛土造成地につきましては、建築物の敷地に当たり、その耐震化についても安全上必要と考えられることから、盛土造成地についても記載しています。 |
| 34 | P.18 「7」(1) 3行目 「被害を及ぼしました地震発生時のブロック」とあるが、「た」と「地」の間に句点が抜けているのではないか。 | 誤記であるため修正します。 |
| 35 | P.19 (2) 2行目 「市では」と書き出している。ここまでは「本市」と記している(1,6,8,13ページ等)のに、このページ以降は「市」としている(20,21,23ページ等)。 | 表現を統一します。 |
| 36 | P.19 (3) 屋根瓦が落下することによって漏水が生じることがあるのか。 | 屋根瓦が落下する場合の多くは、経年劣化によるものであると思われ、その場合は下地部分も劣化が進んでいると考えられることから、漏水が生じることがあります。 |
| 37 | P.21 第5章「1」の2行目でいう「法」は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を指すのだろうが、久しぶりに登場したゆえか、何だったか思い出するのに瞬時ながら時間を要した。さらに『法』及び『建築基準法』と並べて書くと何かすっきり感がない。ここは略さずに「建築物の耐震改修の促進に関する法律(or 耐震改修促進法)及び建築基準法」と表記した方がベターかと思うが如何。 | 本文を通しての統一的な表現として「法」という記載にしています。 |
| 38 | P.23 第6章「1」(1)「茨城県建築防災推進連絡 | 「茨城県建築防災推進連絡協議会」は、大規模 |

| | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
|----|--|--|
| | 協議会」とは何か？要説明ではないか。 | 地震により想定される被害を未然に防止するため、住民への防災意識の喚起を図ること、建築物の耐震化を推進することなどを目的とし、茨城県及び県内市町村の関係各課、一般社団法人建築士会等の協力団体で構成されている協議会になります。分かりやすい表現となるよう修正します。 |
| 39 | P. 23 第6章「2」「住宅や建築物等の耐震化の状況を定期的・継続的に確認・検証する」のみならず、その結果を市民に対して公表することも必要ではないか。P. 31の資料5「4」に公表する旨の記載があるのだから、本ページにも書き入れたらいかか。 | 記載方法については検討します。 |
| 40 | P. 26～資料編 5種の資料を本編から切り離して、ここに詳記したことは全体を理解する上で役立つ。 | 有難うございます。 |
| 41 | P. 31の資料5を興味深く閲覧した。まずはこのような計画が存すること、具体的に取組内容とその目標と実績を掲げていること、さらに検証と公表にまで触れていることに感心した。評価したい。ただ、その目標と実績を概観すると道の遠さを痛感する。千里の道も一歩からというが、目標年次までにどこまで達成できるのか、担当部所職員皆様のご健闘を祈りたい。 | 有難うございます。目標が達成できるよう尽力します。 |
| 42 | P. 31の資料5「2」「～策定する」と「である調」で断定的に記述しているが、資料5の他文章はすべて「です・ます調」で、丁寧に書かれている。 | 統一した表現になるよう修正します。 |